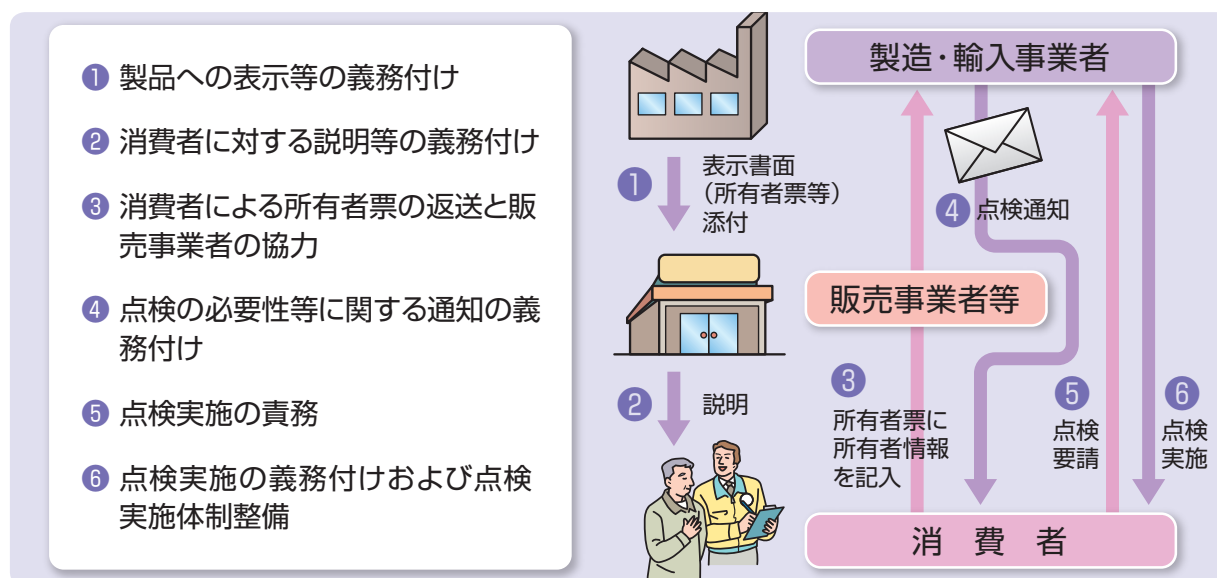


さらなる安全・安心を② —長期使用製品安全点検制度—

近年、石油FF式温風暖房機やガス湯沸器に関わる死亡事故等、製品の経年劣化を主因とする重大な事故が発生していることを受け、消費生活用製品安全法に基づき、2009年4月1日より「長期使用製品安全点検制度」が創設されました。この制度は、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの（特定保守製品）について、消費者による点検その他の保守を適切に支援し重大事故の発生を未然に防止することを目的として、事業者および所有者に以下のような義務・責務を課すものです。これにより、より安全かつ長期的にガス機器をお使いいただけるようになりました。

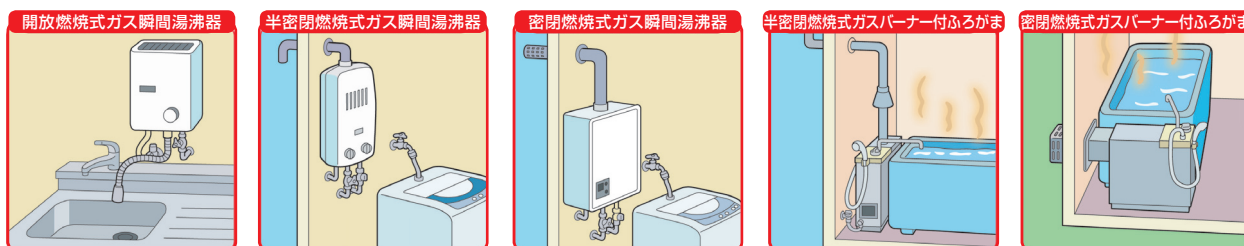
■長期使用製品安全点検制度の概要



●対象製品と所有者の責務

点検が必要な対象製品（屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスバーナー付ふろがま等）を購入した場合、所有者は同梱されている所有者票を返送してユーザー登録を行う責務があります。登録された情報は、点検の通知だけでなく、製品に重大な不具合が発見されたときのリコールのお知らせなどにも使用されます。制度の確実な実施のためにも、この所有者票の回収は重要であり、平成24年に改訂された経済産業省発行の点検制度ガイドラインには販売事業者の積極的な関わり合いとして、所有者に代行して所有者票を代行記入、登録することが推奨されています。

■点検対象製品（ガス機器関連）



■点検時期お知らせ機能

特定保守製品には定められた点検時期が来ると、機器本体のランプの点滅やリモコンへの表示により、使用者に点検時期が来たことをお知らせする機能が搭載されています（一部の機種で搭載されていないものもあります）。

●家庭用・業務用施設の保安

LPガス容器からガスメーターの出口までの機器類を「供給設備」と言います。液化石油ガス法ではLPガス販売店に対して供給設備の「保安業務」を課しており、専門の認定保安機関が以下の業務を実施しています。

<p>① 周知</p> <p>使用上の注意点や事故を起こさないための情報などを、定期的に文書でお知らせします。</p>	<p>2年に1回 (または1年に1回) 行います</p>	<p>④ 緊急時連絡と緊急時対応</p> <p>ガス漏れなどの時、すみやかに対応します。</p>	<p>緊急時の 連絡先は 夜間・休日 も対応</p> <p>緊急時は 30分以内 に対応</p>
<p>② 供給開始時点検・調査</p> <p>ガス器具も含めたLPガス設備全体の点検・調査を行います。</p>	<p>供給開始時 に行います</p>	<p>⑤ 容器交換時等供給設備点検</p> <p>容器の転倒防止の確認など、容器周りの点検を行います。</p>	<p>容器の 交換時等 に行います</p>
<p>③ 定期供給設備点検</p> <p>ガス漏れの有無など、調整器からガスメーターの供給設備の点検を行います。</p>	<p>4年以内に 1回行います</p>	<p>⑥ 定期消費設備調査</p> <p>ガス器具、給排気、ホース、配管などの消費設備の調査を行います。</p>	<p>4年以内に 1回行います</p>

●充填所の保安検査

LPガスを大量に扱う充填所や工場などの保安業務は高圧ガス保安法によって規定されており、配管や貯蔵設備の気密試験や消火用設備の作動試験など、入念な検査を実施しています。



貯槽開放肉厚測定検査
貯槽の内部から板厚の測定を行い、安全かどうか確認します。



配管気密試験
配管からの漏れがないかどうか検査をします。



貯槽気密試験
貯槽からの漏れがないかどうか検査をします。